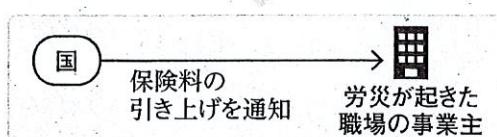
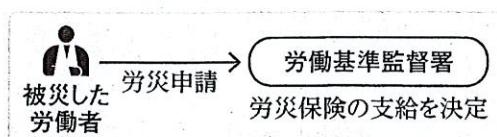


労災保険の支給と保険料の関係



事業主は、引き上げられた保険料を支払う
(支給決定の翌々年度から3年間)

事業主は支給決定は違法だとして、保険料引き上げの取り消しを求められるように

今後

厚生労働省が26日の有識者検討会でこうした案を示し、大筋で認められた。早ければ年内にも通達を出して運用を改める。

労働者は、仕事が原因だと認められれば労災保険が支給される。被災者が働いていた事業場ではその翌々年度から3年間、労災保険料が引き上げられる。

現在事業主は、ケガや病気の原因が仕事ではなく、労災認定は違法だと主張し

者検討会でこうした案を示し、大筋で認められた。早ければ年内にも通達を出して運用を改める。

職場でケガや病気をした労働者は、仕事が原因だと認められれば労災保険が支給される。被災者が働いていた事業場ではその翌々年

度から3年間、労災保険料が引き上げられる。

現在事業主は、ケガや病

が引き上げられる制度をめぐり、事業主が「労災認定は違法だ」として国に不服を申し立てられるようになることが固まつた。事業主の主張が認められれば保険料は据え置かれるが、被災者への労災保険の支給が取り消されることはない。ただ、被災者が事業主に賠償を求めて起こす訴訟に影響を及ぼす可能性がある。

厚生労働省が26日の有識者検討会でこうした案を示し、大筋で認められた。早ければ年内にも通達を出して運用を改める。

職場でケガや病気をした労働者は、仕事が原因だと認められれば労災保険が支給される。被災者が働いていた事業場ではその翌々年度から3年間、労災保険料が引き上げられる。

現在事業主は、ケガや病

て、保険料引き上げの取り消しを求ることはできな

い。だが今回の制度変更によりしつつ、労災認定の訴訟も増えており、労

で、厚労相に不服を申し立てたり、国を相手に訴訟を起こしたりすることが認められることになる。

ただ、引き上げが取り消された場合でも、労災認定そのものは取り消されない。支給される労災保険を生活の糧にしている被災者や遺族を守るために、厚労省が制度を変更する背景には、保険料を引き上げる決定を取り消すよう事業主が求める訴訟が続いていることがある。

企業が賃金の一部をキャッシュレス決済口座などに振り込む「デジタル給与払い」が来年4月に解禁される。1口座あたりの残高の上限は100万円。厚生労働省の審議会が26日、必要な省令改正を来月行うことを決めた。

賃金は原則、現金で支払うと労働基準法で定められている。例外として銀行口座などへの振り込みが認められており、そこにキャッシュレス口座なども加える。

「ペイペイ」「d払い」といったキャッシュレス口座などを運用する「資金移動業者」は、全国の財務局に9月末時点ですべて登録している。そのうち一定の条件を満たした業者が、賃金の支払先として指定される。

デジタル給与払いは、労働者に

ちやすくなっている。
そこで厚労省は、保険料については事業主が争える害賠償を求めて訴訟を起こすケースも増えており、労働問題に詳しい嶋崎量弁護士は避けられない」と話す。

企業はデジタル払いをするには、事前に労働組合などと協定を結ぶ必要がある。労働者が同意書を提出することも条件で、守らない場合は労働基準監督署が指導などを行う。ただ、市民からの意見募集では「デジタル払いが事実上強制されないか」といった心配の声も寄せられた。

資金移動業者が破綻したり不正取引があつたりした場合に、労働者が損失を被るリスクも懸念される。厚

省は業者に対し、保証機関を利用することを求めているが、具体的な仕組みづくりは業者に委ねられている。

(橋本拓樹、編集委員・沢路毅彦)

労災 事業主「不服」可能に

認定は取り消さず

民事裁判に影響も

が引き上げられる制度をめぐり、事業主が「労災認定は違法だ」として国に不服を申し立てられるようになることが固まつた。事業主の主張が認められれば保険料は据え置かれるが、被災者への労災保険の支給が取り消されることはない。た

だ、被災者が事業主に賠償を求めて起こす訴訟に影響を及ぼす可能性がある。

厚生労働省が26日の有識者検討会でこうした案を示し、大筋で認められた。早ければ年内にも通達を出して運用を改める。

職場でケガや病気をした労働者は、仕事が原因だと認められれば労災保険が支給される。被災者が働いていた事業場ではその翌々年度から3年間、労災保険料が引き上げられる。

現在事業主は、ケガや病

デジタル給与払い 来年4月解禁

つてはキャッシュレス決済をチャージせずに使える利点がある。

企業はデジタル払いをするには、事前に労働組合などと協定を結ぶ必

要がある。労働者が同意書を提出す

ることも条件で、守らない場合は労

働基準監督署が指導などを行う。た

だ、市民からの意見募集では「デジ

タル払いが事実上強制されないか」といった心配の声も寄せら

業者破綻時の労働者保護 課題

資金移動業者が破綻したり不正取引があつたりした場合に、労働者が損失を被るリスクも懸念される。厚省は業者に対し、保証機関を利用することを求めているが、具体的な仕組みづくりは業者に委ねられている。

(三浦惇平、橋本拓樹)

